

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

厚木市教育委員会

厚木市では、特別支援学級等に通学しているお子さまが等しく勉学に励むことができるよう、次のとおり学用品費や学校給食費の一部を援助しています。

また、通級指導教室に通学するための通学費についても、その一部の額を援助しています。

1 援助の対象（生活保護や就学援助の適用を受けている世帯は除く）

- ①特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ②通常の学級に在籍で「学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度」（下の表を参照）に該当すると判断できる児童・生徒の保護者
- ③通級指導教室に通級している児童・生徒の保護者（通学のための交通費の1/2のみが支給対象です。）
※収入額が生活保護基準の2.5倍以上の世帯は、通学のための交通費の1/2のみが支給対象です。

【学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度】とは（条文抜粋）

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

【通常の学級に在籍で上記の障がいの程度に該当すると思われる場合】

申請書類として、「身体障害者手帳」若しくは「療育手帳」のコピー又は「医師の診断書（原本）」が必要となりますが、審査によっては、認定とならない場合がありますので、診断書をお取りになる前に必ず学務課へ御相談ください。

なお、審査については、学校生活で著しい制限があるか等の状況も含めて審査させていただきます。

《御不明な点は 学務課へお問い合わせください 046-225-2650》

2 援助の内容

区分	小・中の別	年間支給限度額 ※は変更の場合あり	年間支給限度額の実費と支給割合等	支給時期
学校給食費	小・中学校	実費の1/2の額		8月、12月、3月の各下旬
通学費	小・中学校	実費又は1/2の額		8月、12月、3月の各下旬
修学旅行費	小学校	10,590円	実費（21,180円まで）の1/2	実施後の学期末
	中学校	28,335円	実費（56,670円まで）の1/2	
校外活動費	小学校	785円	実費（1,570円まで）の1/2	3月下旬
	中学校	1,135円	実費（2,270円まで）の1/2	3月下旬
学用品・通学用品購入費（注1）	小学校	5,710円	実費（11,420円まで）の1/2 （購入報告書に印ト（や領収書）の添付が必要です）	12月、3月の各下旬
	中学校	11,160円	実費（22,320円まで）の1/2 （購入報告書に印ト（や領収書）の添付が必要です）	12月、3月の各下旬
新入学学用品・通学用品購入費（注2） ※1年生のみ。 （年度途中での転入者を除く）	小学校	※ 10,235円	実費（20,470円まで）の1/2 （購入報告書に印ト（や領収書）の添付が必要です）	12月、3月の各下旬
	中学校	※ 11,775円	実費（23,550円まで）の1/2 （購入報告書に印ト（や領収書）の添付が必要です）	12月、3月の各下旬
七沢自然ふれあいセンター活動費	小・中学校	実費の1/2の額		実施後の学期末
体育実技用具費（注3）	中学校	柔道	3,755円 実費（7,510円まで）の1/2 （個人で購入の場合は印ト（や領収書）の提出が必要です）	3月下旬
		剣道	2,060円 実費（4,120円まで）の1/2 （個人で購入の場合は印ト（や領収書）の提出が必要です）	
拡大教材費（注4）	小・中学校	5,250円	実費（1冊当たり10,500円）の1/2（個人で購入の場合は印ト（や領収書）の提出が必要です）	3月下旬

（注1）体操服、紅白帽子、上履き、上履き入れ、体育館シューズ、筆記用具、文房具、水筒、弁当箱、水泳用具（体育授業用）、防災頭巾など授業や学校生活で使用するものが広く対象となります。

（注2）ランドセル、入学式用洋服、通学用靴（オーダー靴含む）、雨傘・レインコート、制服、カバンなどが対象となります。

（注3）生徒が授業で使用する柔道着及び剣道の竹刀（ツバ、ツバ止め及び竹刀袋を含む。）の購入額が対象となります。

（注4）弱視の児童・生徒について、学校長が必要と認められた授業において拡大教科書とは別に副教材として使用する拡大教材の購入費で、学校長の承認が必要となりますので、購入を希望される場合は事前に学校へお申し出ください。

3 レシートや領収書の提出について

学用品・通学用品購入費、新入学学用品・通学用品購入費（1年生のみ）、体育実技用具費及び拡大教材費の支給については、確認のためレシートや領収書を学用品等購入報告書に添付していただきますので、**物品を購入したレシート等は大切に保管しておいていただきますようお願いいたします。（支給対象となるのは、今年度購入したものに限り（1年生は除く）。**

学用品費の支給は2学期と3学期になりますので、学用品等購入報告書は期限までに提出する必要はありませんが、既に実費上限額に達している場合は、調書と一緒に提出していただいてもかまいません。

なお、レシート等がない場合や、日時・品目・金額・店名や支払いの確認ができないものは、対象外となりますので、御注意ください。学校へ支払った教材費などレシートや領収書の出ないものは、領収済みの集金袋の写しと保護者あての会計報告など、上記が確認できるものを添付してください。

4 申請手続（必要書類）

以下の①～③の区分に応じて、必要な書類を学校へ提出してください。

(1) 及び(2)については、学校から書式をもらってください。

(3) 「市・県民税課税証明書」を添付される方は、証明書の発行が6月以降になるため、収入額・需要額調書等は期限までに提出し、その後、証明書を**平成30年6月8日（金）**までに学校へ提出してください。

①特別支援学級に在籍している児童・生徒

(1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（両面）

(2) 特別支援教育就学奨励費補助金による学用品等購入報告書（右面にレシートや領収書を添付したもの）
※実費上限額に達している方のみ）

(3) 「市・県民税課税証明書（平成29年収入分）（原本）」（平成30年1月1日に厚木市に住民登録がなかった方のみ）

②通常の学級に在籍で、学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度に該当する児童・生徒

(1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（両面）

(2) 特別支援教育就学奨励費補助金による学用品等購入報告書（右面にレシートや領収書を添付したもの）
※実費上限額に達している方のみ）

(3) 「市・県民税課税証明書（平成29年収入分）（原本）」（平成30年1月1日に厚木市に住民登録がなかった方のみ）

(4) 「身体障害者手帳」若しくは「療育手帳」のコピー又は「医師の診断書（原本）」

③通級指導教室に通級している児童・生徒

(1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（両面）

(3) 「市・県民税課税証明書（平成29年収入分）（原本）」（平成30年1月1日に厚木市に住民登録がなかった方のみ）

通級指導教室への通級において、通学費が発生しない場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となりませんので、申請の必要はありません。

【就学援助制度について】

特別支援教育就学奨励費の対象者も、該当すれば就学援助を受けることができます。就学援助を併せて申請される方は、就学援助が認定された場合、特別支援教育就学奨励費は辞退となります。ただし、就学援助が不認定となった場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となる場合がありますので、受給を希望する場合は、必ず申請をしてください。

5 提出期限

平成30年5月18日（金）

※ 期限を過ぎて提出されたものについては、途中認定の対象となり、支給額に影響が出る場合がありますので、御注意ください。

6 支給の決定

提出していただいた調書や世帯全員の前年の所得などを基に、支弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費を支給します。審査結果は、7月下旬に通知します。

なお、前年の収入が申告されていないと審査ができませんので、必ず申告を済ませてから調書を提出してください。

目 安 表

世帯人数	世 帯 構 成	目安となる年間総収入額
2人世帯	父又は母28歳、子7歳	4,838,000円
2人世帯	父又は母41歳、子12歳	5,007,000円
3人世帯	父又は母38歳、子14歳、10歳	6,481,000円
3人世帯	父34歳、母32歳、子9歳	父母どちらか一方の収入の場合 6,184,000円 父母両方に収入がある場合 6,834,000円
4人世帯	父又は母36歳、子14歳、12歳、8歳	7,957,000円
4人世帯	父37歳、母37歳、子13歳、10歳	父母どちらか一方の収入の場合 7,730,000円 父母両方に収入がある場合 8,380,000円
5人世帯	父42歳、母38歳、子13歳、11歳、7歳	父母どちらか一方の収入の場合 8,871,000円 父母両方に収入がある場合 9,521,000円

※ 上記は、生活保護基準の2.5倍未満となる収入額の目安です。所得の種類や世帯構成などにより異なりますので、あくまでも目安としてください。

※ 世帯とは、基本的には同居している（生計を共にしている）方全員のことです。明らかに独立した生活を営んでいる場合（食費や光熱費等を別々にしている）以外は、同一生計とみなします。

御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

厚木市教育委員会 学務課 学務係

046-225-2650（直通）